

第7章 活用

7-1 活用の方向性

本章では、3史跡とその周辺部を含めた地域で実施されるソフト事業の展開について検討する。

これまで、3史跡では部分的な発掘調査を行ってきたが、指定前に記録保存を目的として実施されたものが多い。発掘調査の結果については発掘調査報告書が刊行されているものの、指定から時間が経過し、整備やその後の調査が行われなかった期間が長期化することによって、調査の成果や遺跡の本質的な価値が十分に市民に伝わることなく、今日に至ってきたのが現状である。

また、この期間に旧三町が合併し、伊豆の国市が誕生しているため、地域によって史跡群の受け止め方にも違いがある。

よって、良好な状態で史跡を保存していくために、今後継続的に行われる予定の発掘調査や整備事業の実施に際しては、市民と情報を共有することが重要になる。また、遺構等の本質的価値を損なうことなく、将来にわたり継承していくことが史跡活用の前提となるため、この理念とともに史跡の価値を伝える事業を継続的に実施していく。

このような視点から、活用の方向性を以下のように定める。

- (1) 印刷物、ホームページ、SNS を活用した3史跡の魅力や事業の進捗状況に関する情報の発信
- (2) 学校教育、社会教育現場への学びの「場」「コンテンツ」の提供
- (3) 狩野川、守山丘陵、旧下田街道など、3史跡の立地や周辺の歴史的景観を俯瞰できる情報の提供
- (4) 重要文化財江川家住宅、史跡葦山反射炉、葦山城跡など市内に点在する文化財との連携

7-2 活用の方法

(1) 印刷物、ホームページ、SNS を活用した3史跡の魅力や事業の進捗状況に関する情報の発信

- ・パンフレットの作成配布や市の広報誌を利用した史跡内容の紹介
- ・SNS を活用した発掘調査等の状況、整備状況の発信
- ・ホームページを利用した、印刷パンフレット諸計画のPDF 配布
- ・発掘調査報告書類をPDF 化し、インターネット上でのダウンロードを可能にする

(2) 学校教育、社会教育現場への学びの「場」「コンテンツ」の提供

- ・現在葦山反射炉や江川邸周辺で行っている小中学校児童生徒を対象とした「史跡めぐり」の会場を、3史跡周辺に拡大する
- ・学校教育教材として活用するために、小学校社会科副読本「わたしたちの伊豆の国市」の追加資料として、3史跡に関する情報を学校に提供する
- ・出土文化財を活用した文化財出前講座等を開催する
- ・発掘調査の成果に基づいた現地見学会、文化財講演会の開催
- ・市民参加イベント型の整備事業の実施
- ・市広報「いずのくに」の『文化財通信』欄を活用した市民への情報発信



出前授業



火起こし体験

(3) 狩野川、守山丘陵、旧下田街道など、3史跡の立地や周辺の歴史的景観を俯瞰できる情報の提供

- ・史跡群としての解説パンフレットの作成
- ・文化財ウォーキング等の開催による、3史跡や周辺の歴史的資産の面的な学習機会の提供
- ・歴史ガイドの育成

現在活動している「歴史ガイドの会」との連携を更に進め、人材育成を通して、3史跡と周辺の資産の総合的な理解を促す仕組みを作る



北条氏邸跡（円成寺跡）現地説明会（平成29年度）



文化財ウォーキング「鎌倉北条氏のふる里を訪ねる」

(4) 重要文化財江川家住宅、史跡葦山反射炉、葦山城跡など市内に点在する文化財との連携

- ・文化財周遊ルートを作成と「伊豆の国市歴史巡りまるごとマップ」の改訂、配布
市内文化財、観光施設を掲載したマップなどを観光協会と協力しながら市内各所で配布し、文化財資源を生かした周遊ルートを提案する
- ・観光周遊バス「歴バスのる〜ら」のさらなる活用促進
鉄道駅と歴史資産を結ぶ「歴バスのる〜ら」を利用した、反射炉や江川邸、史跡群を結ぶ観光周遊コースの利用促進と史跡群活用の動線を加味した運用

第8章 整備

8-1 整備の方向性

第5章の大綱と基本方針、第6章、第7章で示した保存と活用の方向性・方法を踏まえ、整備の方向性と方法を「保存のための整備」と「活用のための整備」に分け、以下の通り整理する。

なお、「保存のための整備」、「活用のための整備」の事業を推進するにあたっては、地域住民の理解・協力、庁内関係部局（都市計画、観光等）との連携をもとに、市が進める諸施策が史跡を活かした計画となるよう調整する。

(1) 保存のための整備の方向性

3史跡及び周辺域の全容解明を進めるため、発掘調査（確認調査）等の調査研究を行い、史跡範囲を明示した上で確実に将来に継承していく整備を行なう。

- ・ 3史跡及び周辺域はその範囲や性格について未だ明らかになっていないことが多く、鎌倉時代から室町時代の史跡群の全容解明を目的として継続的な発掘調査を実施し、調査研究に基づいた計画的な整備を進める
- ・ 指定地内に生育している樹木類が地下遺構等に影響を及ぼしている場合、樹木類の伐採、剪定を行う
- ・ 定期的な見回り作業により、3史跡の状況を把握し、適切な日常管理に心がける

(2) 活用のための整備の方向性

3史跡及び周辺域の歴史的遺産を、史跡の価値を正しく伝え、将来的に地域のシンボル、まちづくりの柱となるような、遺構復元、周遊路、案内・解説板等の整備を行なう。

- ・ 遺構の配置や役割が理解できるような、遺構表示の工夫
- ・ 市民が3史跡に関連したイベントを開催できるような空間の提供
- ・ 歴史の流れや史跡群の内容について、理解し易く、統一的な案内・解説板等の設置
- ・ 回遊性を意識した動線等の整備

8-2 整備の地区設定

前節の(1)保存、(2)活用の整備について、3史跡の本質的価値、構成要素に基づき、2つの整備地区設定を行う。

(1) 重点公開整備ゾーン

指定地を中心とするゾーンであり、鎌倉時代から室町時代を中心とする、館跡、寺院跡などの地下遺構が集中している地区である。発掘調査を通して本質的価値の更なる解明を目指すとともに、調査結果を積極的に整備・公開していく。

また、願成就院には国宝運慶作諸仏等の有形文化財が守り伝えられてきた。これら有形文化財を通して、史跡の姿を今に伝えることができる地区として、所有者による公開に対して市も、積極的に公開する。

(2) 北条の里散策ゾーン

守山丘陵および周辺の歴史的資産を中心とするゾーンである。ゾーン内の指定範囲は守山八幡宮の宗

教活動区域、山林区域が該当する。周辺の歴史的遺産は、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）、歴史的建造物等が所在する。

このゾーンは、森林法の地域森林計画対象地区及び、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に該当しており、積極的な遺構展示による整備は難しい。しかしながら、源頼朝、北条政子ゆかりの守山八幡宮、政子産湯の井戸や寺院、中世在銘石造物群、旧下田街道を軸とした中世以来の地割が残る。また、守山丘陵は市のランドマーク的な存在であり田方平野を一望でき、狩野川さくら公

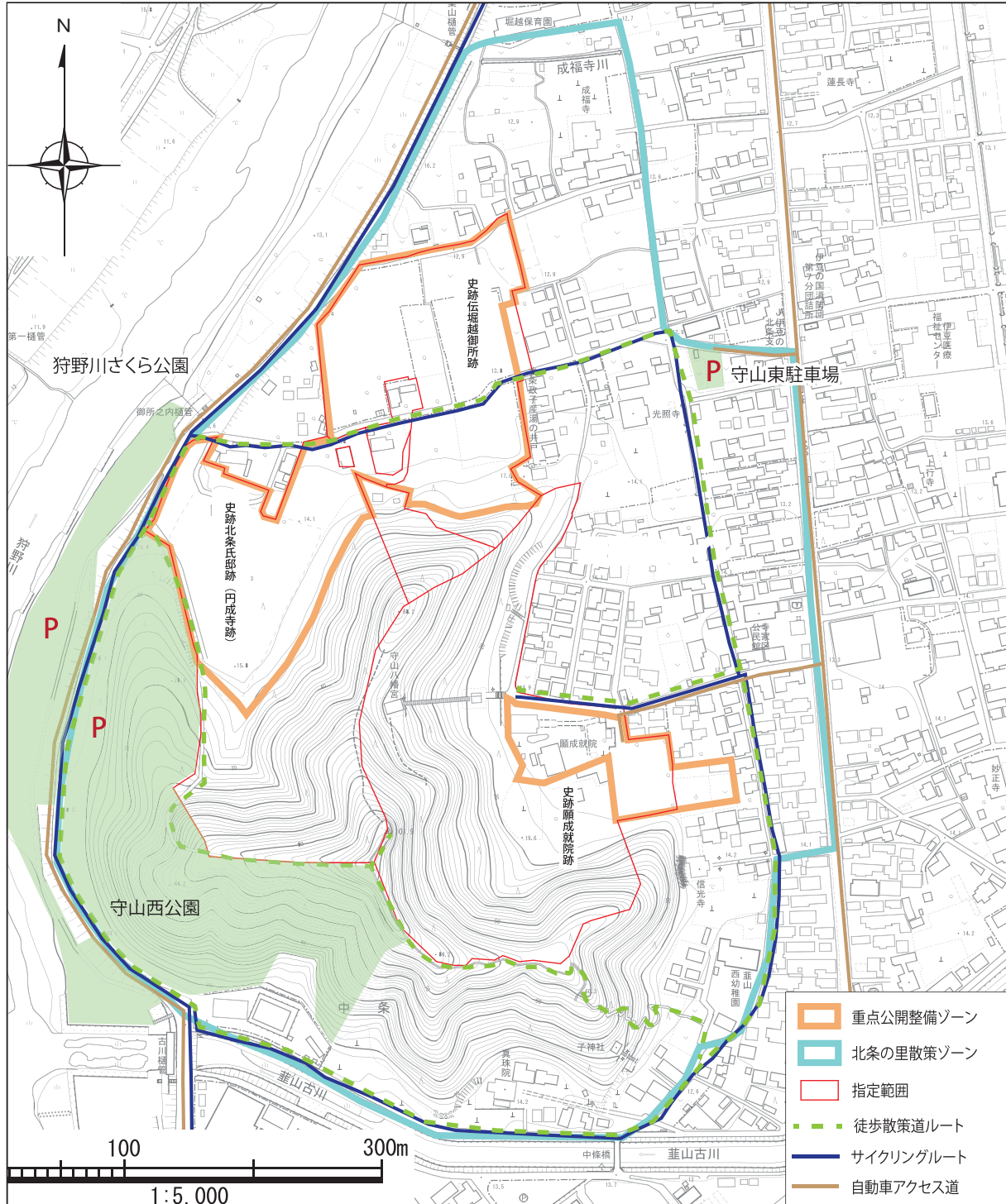


図8-1 3史跡及び周辺域整備ゾーニング図

園、守山西公園から展望台には片道 20 分程度で到達することができる身近な登山コースでもある。

よって、このゾーン内に自動車、徒歩、自転車の各交通手段に応じた動線を整備し、効果的に案内板、解説板を設置することで、史跡群の理解を促進する。

8-3 整備の方針

8-2 の地区設定をふまえた上で、整備の方針を以下のように定める。

(1) 保存のための整備の方針

- (ア) 保存施設、安全管理施設の設置と修理
- (イ) 崩落・き損の恐れのある箇所の保存整備
- (ウ) 史跡景観になじまない構造物（宅地擁壁、テニスコートなど）撤去等
- (エ) 継続的な調査の実施

(2) 活用のための整備の方針

- (ア) 展示公開整備
発掘調査によって明らかになった各史跡の特徴を示す遺構を中心とした、平面表示・復元展示及び、ガイダンス施設の整備
- (イ) 周遊路等サイン整備
史跡群の理解を目的とした、史跡案内・解説板、周遊路サイン等整備
- (ウ) 便益施設整備
史跡群の来訪者に供する便益施設整備

(ア) 展示公開整備

- ・展示公開にあたっては、遺構の適切な保存を図る。
- ・発掘調査研究の成果に基づき、遺構表示の手法を検討する。
- ・各史跡の特徴、性格、歴史の連続性を理解できる展示を検討する。
- ・史跡群への関心や理解を深める屋外ガイダンス施設の整備を検討する。
- ・史跡群内の動線に対応するように、史跡近隣地にガイダンス施設を設置する。ガイダンス施設は、史跡群内の案内表示、各史跡、周辺文化財の解説板のほか、パンフレット類の配架を可能とし、便益施設との一体化も視野に入れた上で、周辺環境と調和のとれた施設として過大にならないよう配慮する。



史跡長浜城跡屋外ガイダンス施設



史跡富士山便益施設とガイダンス施設

(イ) 周遊路等サイン整備

- ・各交通手段の動線に応じたサインを整備する。
- ・案内板・解説板には、より詳しい史跡情報の取得が可能となるように、QRコード等の掲載を検討する。

(ウ) 便益施設整備

- ・守山東駐車場、守山西公園駐車場及び、狩野川さくら公園を史跡駐車場として利用する。すでに解説板が設置済みであるが、発掘調査や整備の進捗状況に応じて内容の更新を行う。
- ・守山東駐車場は、交通アクセス上、史跡群へ来訪する際の起点に位置し、現在、観光周遊型「歴バスのる～ら」の停留所「北条の里」が所在する。守山東駐車場の立地条件から、史跡案内人（ガイド）が駐在するインフォメーション、トイレ等が一体化した便益施設の設置を検討する。
- ・狩野川沿いにはサイクリングルートが整備されていることから、北条氏邸跡（円成寺跡）周辺には駐輪場を設置し、サイクルツーリズムの通過ポイントとしても活用できるようにする。

8-4 整備の進め方

一体的な整備を目指すことから、本来であれば整備基本計画を史跡群全体で作成し、それに即して、実際の整備工事に合わせた基本設計、実施設計を作成し工事を実施することが適当である。しかし、発掘調査の進捗状況やその他諸条件は様々で（表8-1）、遺構の状況が十分に把握できていない史跡もある。よって、史跡群全体の整備基本計画を作成した上で、連続的、一体的に整備事業を実施するためにはまだ多くの時間が必要である。

表8-1 3史跡の現況及び整備の方向性

	史跡北条氏邸跡（円成寺跡）	史跡願成就院跡	史跡伝堀越御所跡
遺構の状況 （発掘調査）	一部を残してほぼ判明しているが、未調査区域がある	不明な部分が多いが、宗教行為が行われているため、発掘調査を実施する範囲は限られている	不明な部分が多い 今後発掘調査を実施し、遺跡の構造を明らかにしていく必要がある
公有地化	指定地内は終了 未指定区域がブロック状に残る	寺社所有地以外は終了	ほぼ終了
整備の方向性	遺構復元、遺構表示の手法を用いて積極的な整備を行う。ただし、未調査部分については積極的な遺構表示は避ける	寺社区域は遺構等の整備はしないが、塔跡周辺については発掘調査を実施し、平面表示の可能性を探る	調査後、遺構復元、平面表示の手法を用いて積極的な整備を行う
整備の順位	1	2	3

一方で早期の史跡公開を望む市民の声も大きく、市民の協力を得ながら今後の保存・活用を推進していくためには、部分的な整備と公開が必須となる。

本史跡群は旧3町の合併前に、一体整備を目標にした「葦山町 史跡整備基本構想Ⅰ」、「史跡群整備基本計画」を作成しており、全体の整備の方向性は本計画も踏襲している。よって、現状を踏まえた上で段階的な整備の方針を以下に定め、8-5において、整備の年次計画を示す。

- (1) 整備は、3期に分割して実施する。
- (2) 各期整備の範囲は調査の進捗状況と、地理的な条件を加味して表8-2、図8-2のとおりとする。
- (3) 整備が長期にわたるため、整備基本計画は伝堀越御所跡と願成就院跡の発掘調査を挟んで、前期基本計画と後期基本計画にわけて策定する。

(4) 後期基本計画期間の具体的な工程については、後期整備基本計画において決定する。

(5) 解説板等の内容は、整備、研究の進展に伴って随時変更を行う。

8-5 整備の年次計画

前節のとおり、3史跡の整備事業は、史跡北条氏邸跡（円成寺跡）の整備事業を主体とした「前期整備基本計画期間」、史跡伝堀越御所跡・史跡願成就院跡の整備事業を主体とする「後期整備基本計画期間」に分割して実施する。

(1) 前期整備基本計画期間（2019年度から2026年度）

- ・史跡北条氏邸跡（円成寺跡）の館跡、円成寺跡の整備事業の供用開始を目標とする。史跡北条氏邸跡（円成寺跡）の整備基本計画、設計・工事等を優先的に進める。
- ・史跡北条氏邸跡（円成寺跡）は複合遺跡の特徴をもつことから、円成寺跡の設計、工事（1期-1）、北条氏の館跡の設計、工事（1期-2）、へと段階的に着手する。
- ・あわせて、後期整備基本計画の主体となる、史跡伝堀越御所跡、史跡願成就院跡の整備事業に伴う発掘調査を継続的に進める（2期）。

(2) 後期整備基本計画期間（2027年度～）

- ・前期整備基本計画期間で実施した、史跡伝堀越御所跡、史跡願成就院跡の発掘調査成果をもとに、史跡伝堀越御所跡・史跡願成就院跡整備基本計画、設計、工事を進める。
- ・後期整備事業の年次計画については、後期整備基本計画で決定する。
- ・周辺域の活用のための整備（ガイダンス施設、便益施設、周遊路整備等）は、地域住民および関係者との合意のもと検討を進めていく。

表8-2 3史跡整備年次計画

		前期基本計画期間									後期基本計画期間	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028～
北条氏邸跡 (円成寺跡)	1期	保存活用 計画策定	発掘調査 報告書	基本計画	基本設計	実施設計 → 工事	実施設計 → 工事				供用 開始	活用事業 →
	2期						実施設計 → 工事	実施設計 → 工事				
伝堀越御所跡	2期				発掘調査	発掘調査	発掘調査	発掘調査	発掘調査 報告書		後期 基本 計画 策定	後期整備期間 →
	3期											
願成就院跡	2期								発掘調査 報告書	発掘調査 報告書		

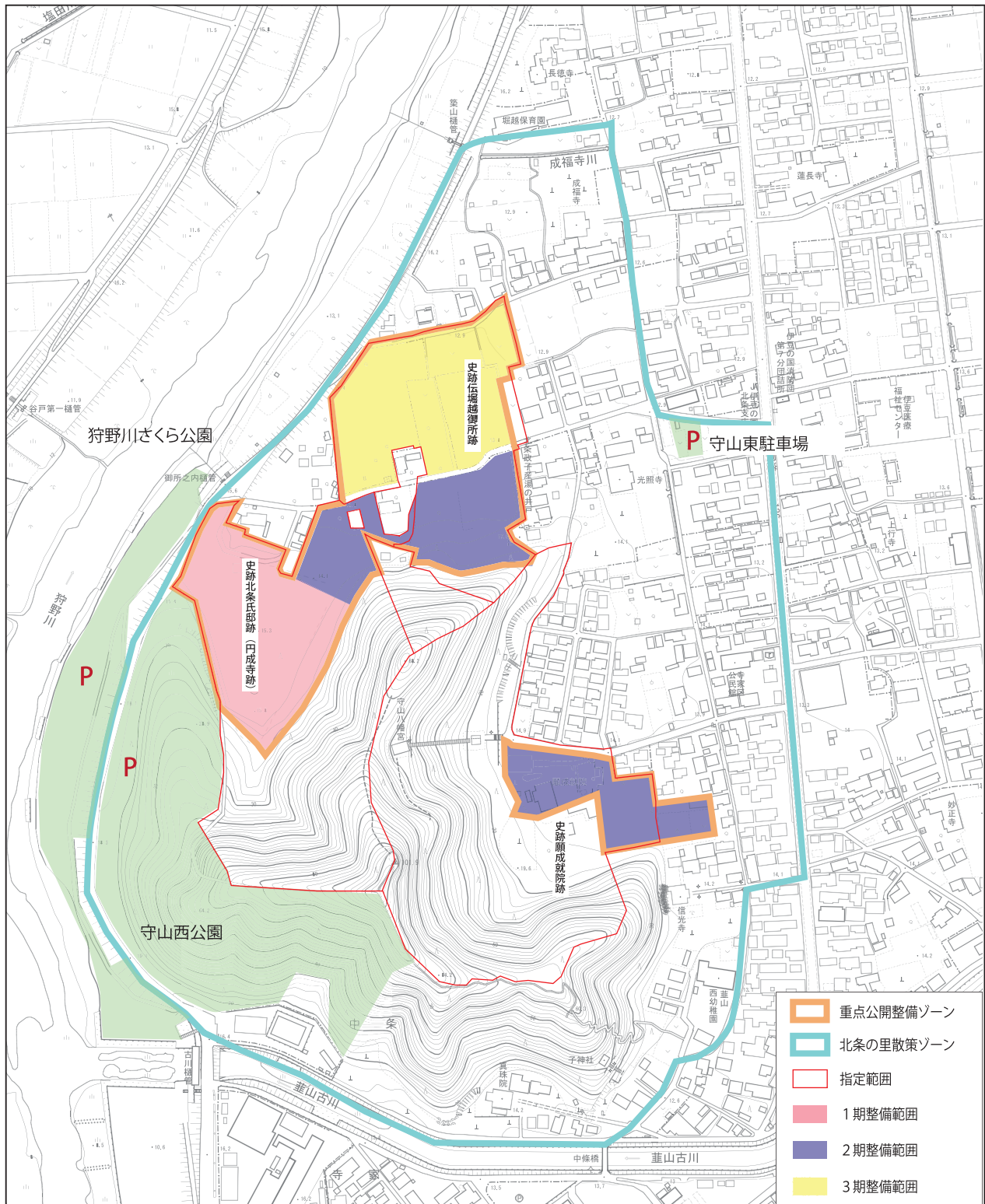


図 8-2 整備年次計画

第9章 運営・体制の整備

9-1 運営の方向性

3史跡には、伊豆の国市、宗教法人、個人が所有する土地が混在している。史跡の保存管理、活用、整備にあたっては、土地の利用状況と所有状況に対応し、文化財保護法他、関係法令を遵守しながら協力して推進する必要がある。

そのため、市は、土地所有者、地域住民、関係機関との緊密な連携のもと、今後の3史跡の様々な課題に対応しかつ運営を着実に進めるための管理体制の構築を図る。

9-2 運営の方法

3史跡の保存管理、整備、活用については、市文化財所管課が中心となって進める。

3史跡の日常的な管理（除草、植栽管理、定期的な見回り等）は、市文化財所管課が中心となって実施し、土地所有者、四日町区、寺家区、中條区住民との間で協力関係を構築する。

本事業を進めるにあたっては、伊豆の国市史跡等整備調査委員会守山中世史跡群整備部会の指導助言をふまえた上で具体的な事業を進め、文化庁、静岡県と調整を図る。また、庁内の関係機関との連絡調整を図る。

9-3 体制の強化

第2章でもまとめてきたように、伊豆の国市には本史跡群の他に3つの国指定史跡ほか、多くの文化財が点在する。これらの文化財を適切に管理し、十分に活用していくためには、文化財所管課の一層の体制強化が必要となる。

事業の継続性を見据えた上で、職員のスキルアップの仕組みを整えると同時に、計画的な人材確保を行っていく必要がある。

第10章 施策の実施計画の策定・実施

10-1 施策の実施項目と実施計画

第6章から第9章では、史跡群の保存、活用、整備の各方策と、これらを遂行するうえでの運営・体制について記載した。これをふまえて史跡群の価値を確実に保存・継承していくために、必要な事項を（1）調査研究、（2）保存、（3）活用、（4）整備、（5）運営・体制の5項目に分類し、実施計画を記載する。

表 10-1 施策項目の実施計画

	項目	前期基本計画（2020～2026年度）	後期基本計画（2027年度～）
（1）調査研究	調査研究	発掘調査の実施、調査報告書の刊行 →	
（2）保存	保存活用計画運用	現状変更取り扱い基準等の運用 点検総括 ●2022年	点検総括・見直し ●2026年 →
	日常維持管理	樹木剪定・除草、定期見回り →	
	追加指定・公有地化	状況に応じて対応	
（3）活用	情報発信	ホームページ、パンフレット、発掘調査報告書等の公開 →	
	学校教育、社会教育	史跡めぐり、教材開発、出前講座、現地見学会、文化財講演会 →	
	史跡群の情報提供	文化財ウォーキング、歴史ガイド育成 →	
	市内文化財との連携	市内文化財マップ発行・更新、観光周遊バスとの連携 →	
（4）整備	守山中世史跡群整備部会運営	指導 →	
	管理に必要な施設の設置 (文化財保護法115条関連)	→	
	前期整備基本計画作成と運用 史跡北条氏邸跡（円成寺跡）	整備基本計画、設計、工事 →	●2027年供用開始
	後期整備基本計画 史跡伝堀越御所跡、史跡願成就院跡		→ ●2027年計画策定
（5）運営・体制	関係機関等の連携 運営体制の整備	→	

第 11 章 計画の点検・見直し

11-1 点検・計画見直しの方向性

3 史跡及び周辺域の保存、活用、整備については、常に状況を把握しながら、計画の定期的な点検と、内容の修正を重ねていく必要がある。

定期的な点検にあたっては、市文化財所管課が毎年行い、その総括時期は、第 2 次伊豆の国市総合計画の最終年度（2022 年）、整備前期基本計画最終年度（2026 年）とし、必要に応じて保存活用計画の見直しを行う。また、経過観察の結果については、守山中世史跡群整備部会（以後「部会」）へ報告し、保存活用計画見直しの必要性を協議する。

11-2 点検の方法

定期的な点検の方針として、表 11-1 点検チェックリストを用いて行い、是正を要する部分については見直しを実施する。

表 11-1 点検チェックリスト

項目	実施内容	観察時期			観察手法
		毎年	2022 年	2026 年	
(1) 計画全体	総合計画に位置付けられているか		○		課内で確認後、部会へ報告
	保存活用計画に基づいて実施されているか	○			
(2) 調査研究	目的を明確化し、適切な発掘調査を実施しているか	○			部会による確認
	発掘調査報告書等を刊行しているか		○	○	課内で確認後、部会へ報告
(3) 保存	現状変更手続きは適正に行われているか	○			
	日常的な管理は行われているか	○			
	追加指定等に関する協議は続けられているか		○	○	
(4) 活用	ホームページ、パンフレット等の更新を行っているか	○			課内で確認後、部会へ報告、イベント及びイベント参加人数の公開
	現地見学会、文化財講演会を行っているか	○	○		
	出土遺物の展示を行っているか		○	○	
	イベント参加者の人数把握はされているか	○			
	学習のための教材開発を行ったか、その活用程度を把握しているか		○	○	
	ガイドの育成が図られているか		○	○	
	他の市内文化財との連携をとりながら事業を行っているか		○	○	
	チラシ、ホームページ等で効果的にイベントを広報しているか	○	○	○	

項目	実施内容	観察時期			観察手法
		毎年	2022年	2026年	
(5) 整備	計画、設計は計画通り作成されているか		○		課内で確認後、部会へ報告
	文化財保護法 115 条に定められた管理に必要な施設は設置されているか		○	○	
	1 期工事は終了したか			○	
	整備内容に即した施設の点検チェックリストが作成されているか			○	部会による確認
(6) 運営・ 体制	ボランティアガイドと連携は取れているか		○	○	課内で確認後、部会へ報告
	他部署との連携は取れているか		○	○	
	地域への説明は随時行われているか		○	○	
	事業推進に十分な職員が配置されているか	○			進捗状況を確認するとともに教育部内で協議